

【資料7】

○ 手話言語条例の制定を目指す。

【手話言語条例とは】

手話は言語であることの認識のもと、手話言語への理解促進及び普及等の施策を推進することによって、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現をめざすための条例。

【県内の状況】

埼玉県内制定済 63市町村中45市町村 （71.4%）

（全国で537自治体制定済）

◎ 策定までのスケジュール（案）

当初は、2回の協議会を経て、市主導で作成を予定していたが、県のアドバイザー（聴覚障がいのある当事者の方です）を受け、検討委員会を立ち上げて作成することとします。

（令和6年度）

7月 検討委員会のメンバー構成について、市の聴覚障害者協会と打ち合わせ。

8月 メンバーを集める。（当事者の家族、会や手話サークルの方、社協職員など）

8月 制定にむけての事業等スケジュール案の基本決裁

8月 参加依頼の文書を出す。

9月 第1回検討委員会

10月 第2回検討委員会

11月 第3回検討委員会

12月 パブリックコメント

1月 第4回検討委員会

1月 日高市議会 全員協議会に報告

2月 議会に日高市手話言語条例を上程

3月 議会閉会

3月 日高市障害者地域総合支援協議会に報告

（令和7年度）

4月 日高市手話言語条例制定

推進委員会を招集する。（検討委員会メンバー中心）（制定後の展開を見守る）